

注記

I. 重要な会計方針

当年度より、改定後の地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成している。

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

- ・主な耐用年数

建物 3～50年

構築物 3～60年

機械及び装置 5～42年

器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

II. 貸借対照表関連

1 みなし償却制度の廃止に伴う移行処理について

平成26年3月31日において、償却資産の取得又は改良に充てるための補助金等で現に資本剰余金として整理している額については、該当資産との対応関係の把握が全て可能であったため、旧みなし償却規定を適用していなかった場合の帳簿価額となるよう減額した額に相当する額を、資本剰余金から減額し、残余の資本剰余金を長期前受金へ計上した。

III. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

工業用水道事業会計は、渋川工業用水道及び東毛工業用水道を運営しており、各工業用水道ごとに運営方針等を決定していることから、それらの2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
渋川工業用水道	前橋市、高崎市、渋川市、吉岡町の7社8工場への工業用水供給事業及びその附帯事業並びに工業用水に関する調査事業
東毛工業用水道	伊勢崎市、太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町の88社97工場への工業用水供給事業及びその附帯事業並びに工業用水に関する調査事業

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	渋川工業用水道	東毛工業用水道	合計
営業収益	527,305	1,174,916	1,702,221
営業費用	608,036	1,039,151	1,647,187
営業損益	△ 80,731	135,765	55,034
経常損益	△ 33,710	209,455	175,745
セグメント資産	7,184,866	17,333,241	24,518,107
セグメント負債	4,671,625	11,693,606	16,365,231
その他の項目			
減価償却費	271,627	615,100	886,727
特別利益	423,358	201,758	625,116
特別損失	15,324	6,134	21,458
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	18,629	391,451	410,080

（注） 1. 本局の収益、費用、資産及び負債は、各工業用水道に配分している。

IV. その他

1 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として24,349,314円を支給するため、退職給付引当金24,349,314円を使用した。